

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 国土交通省

No	17		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	シェアサイクルポートの設置に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルの普及促進を図るため、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく市町村自転車活用推進計画に位置付けられたシェアサイクル事業を対象とする。</p> <p>・特例措置の内容 一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、固定資産税の課税標準を価格の3/4に軽減する。 この課税標準の特例措置の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p>&lt;対象事業&gt; 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備</p> <p>&lt;対象設置物&gt; ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け 等</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                 地方税法附則第15条第42項                  地方税法施行令附則第11条第46項                  地方税法施行規則附則第6条第78項、第79項             </div>		
減収見込額	[初年度]	－	（▲1.0）
	[平年度]	－	（▲2.2）
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）を策定し、自転車活用の推進に関する施策の充実を図っている。 シェアサイクルについては、公共交通を補完しファースト/ラストマイルを担う交通システムであり、回遊性・移動利便性の向上について、都市機能の集約とあわせて促進することにより、コンパクト・プラス・ネットワークを推進し、まちなかの滞在時間の増加、賑わいの創出の実現に資するものである。あわせて、災害時の移動手段の確保や長期化するコロナ禍の自転車利用ニーズへの対応といった公益性の実現にも寄与するため、広くシェアサイクルの普及促進を図る必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 上記の政策目的の実現に向けては、シェアサイクルのネットワークを整備し、持続可能な交通体系として維持する必要があるが、シェアサイクル事業は、初期段階の採算性が低い傾向にあることや再配置費用等の負担が課題である。 シェアサイクル事業の安定的な運営を実現し、シェアサイクルポートの面的なネットワークの形成・強化等のためには、再配置費用等の削減のための設備投資を支援する本特例措置の延長が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。」</li> </ul> <p>【指標】シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 令和2年度 60 → 令和7年度 240</p> <p>② 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアサイクルの運営の効率化・高度化に向けた情報通信技術の活用の推進</li> </ul> <p>③ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和4年7月15日変更）</p> <p>三（5）4）職場への出勤等</p> <p>「⑤政府及び地方公共団体は、（中略）自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。」</p>
	政策の達成目標	<p>本特例措置により、シェアサイクル事業の安定的な運営、普及促進を目指す。</p> <p>このため、シェアサイクルの充電機能を有するポート（以下「充電ポート」という。）の増加及びそれに伴うラック数の拡充を目指す。</p> <p>具体的には、立地適正化計画策定済みかつ自転車活用推進計画策定済みの市町村における充電ポートの設置について、令和7年度末（第2次自転車活用推進計画の終期）までに850箇所を設置を達成目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	立地適正化計画策定済みかつ自転車活用推進計画策定済みの市町村における充電ポートの設置について、令和6年度末までに650箇所を設置を達成目標とする。
	政策目標の達成状況	令和3年度末時点で、立地適正化計画策定済みかつ自転車活用推進計画策定済みの市町村における充電ポートの設置数は48箇所である。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度：15件（ポート100箇所 / 電動アシスト付自転車600台）</p> <p>令和6年度：15件（ポート100箇所 / 電動アシスト付自転車600台）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	シェアサイクル事業に係る再配置費用等の負担軽減により、中長期的な観点からシェアサイクル事業を後押しし、シェアサイクルのネットワークの形成による利用機会の創出、継続的な事業運営、国民の移動手段の確保につなげる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援 （令和5年度概算要求：社会資本整備総合交付金 6,900億円の内数）</p> <p>○シェアサイクル等の新しいモビリティの導入支援 （令和5年度概算要求：次世代モビリティの普及促進 7億円の内数）</p> <p>○国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開 （令和5年度概算要求：国際観光旅客税財源充当額 270億円の内数）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	シェアサイクルの環境整備に関して、予算措置及び本特例措置において総合的な施策を講じることで利用者の利便性向上等に寄与することに加え、シェアサイクル事業者の再配置費用等の負担軽減、安定的な事業運営にも寄与し、設備投資の促進が図られる。これにより、更なるシェアサイクルの普及促進につながるものである。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>シェアサイクルのネットワークを整備し、持続可能な交通体系として維持するには、シェアサイクル事業者による安定的な事業運営を実現することが必要である。この点、本特例措置は、シェアサイクル事業に係る再配置費用等の削減に寄与し、事業の安定化を促進するものであることから、シェアサイクル事業の安定的な運営、ひいてはシェアサイクルの持続的な普及促進という政策目的に照らして妥当である。</p> <p>また、充電ポートの設置数を十分な水準まで達成するには一定の時間を要すると思われるところ、その間、本特例措置による充電ポート設置の投資への後押しを継続して行うことが必要である。</p> <p>なお、シェアサイクルの普及促進にあたっては、行政と民間の官民連携の下で事業の公共性が担保される形で実施することが必要であるところ、本特例措置は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業者を対象を限定していることから、自転車活用推進の一環としてシェアサイクルの普及を促進するという目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置である。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>		<p>令和3年度：2件（電動アシスト付自転車 235 台） 減収額：約 11 万円</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>		<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>		<p>本特例措置を講じることにより、シェアサイクルの「自転車の再配置」に係る費用の削減に資する充電設備等の設備の導入が促進され、長期的に事業者の負担軽減、安定的な事業運営に寄与する。これにより、事業者のシェアサイクルポート設置に対する更なる投資の促進の効果が発生し、シェアサイクルの普及促進につながるものである。</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>		<p>シェアサイクルポート設置数 約 3,600 箇所（平成 30 年度） → 7,500 箇所（令和 5 年度）</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>		<p>現在のシェアサイクルポート設置数は、令和3年度末時点で 8,211 箇所であり、上記の目標を達成している。</p> <p>一方で、令和3年度末時点で、立地適正化計画策定済みかつ自転車活用推進計画策定済みの市町村における充電ポートの設置数は 48 にとどまる。その理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、コロナ禍におけるシェアサイクルの全体的な需要の高まりを受け、非充電ポートを広域的に整備し地域全体の需要を確保することを優先してきたこと、</li> <li>・充電ポートについては、特に需要の高い箇所に設置するため、コロナ禍において流動的な需要分布が安定化するまで経過を注視していたこと</li> </ul> <p>などから、充電ポートの設置数を十分な水準まで達成するには一定の時間を要すると思われるところ、その間、特例措置による充電ポート設置の投資への後押しを継続して行うことが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>令和3年度 創設</p>